

事件番号 平成21年（ネ）第792号霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件
次回期日 2010年（平成22年）4月27日 午後3時00分
控訴人 菅原龍憲 外7名
被控訴人 靖國神社 外1名

控訴人第9準備書面

（死者の人格権と，遺族によるその代行行使構成・再論）

2010年4月27日

大阪高等裁判所

第11民事部 二係 御中

控訴人らは、2009年6月1日付け準備書面(2)において、死者である本件戦没者自身の名誉権又はプライバシー権が、死者本人及びその遺族たる控訴人らの承諾もなしに靖國神社に合祀され、祭神として祀り続けられ、被控訴人靖國神社の宗教的道具状態におかれていることによって侵害されており、遺族たる控訴人菅原らは、本件戦没者に代わって、被控訴人靖國神社及びこれと共同不法行為者の関係にある被控訴人国に対し、損害賠償請求ができるとともに、被控訴人靖國神社に対しては原状回復としての霊璽簿等からの氏名抹消を請求できると主張した。

その後、若干の証拠が提出されたので、上記主張を以下に敷衍する。

1 「合祀」の間近にいた者たちの「証言」

(1) 関千枝子の場合（甲総 17）

関千枝子（以下「関」という）は、1932年生まれの女性である。広島に原子爆弾が投下されたとき、関は広島の旧制女学校2年生（13歳）だった。戦後は毎日新聞の記者などを経て、現在も文筆活動をしている。

1945年8月6日午前8時15分、広島市に原爆が投下された。関のクラスメートたちは爆心地から1キロメートル強の雑魚場町で疎開地後片付け作業に従事していた。投下された原爆は爆心地上空で爆発し、熱線と放射線、音速を超える爆風が市内の人々をおそった。

関は、たまたま病気で休んでいたが、雑魚場町で作業をしていた関のクラスメート全員が被爆し、死亡した。

8月6日からの数日、関は恐怖と驚愕のなかにいた。何人かの級友は学校に帰ってきたが、火傷で顔は膨れあがり、どろどろに焼けた皮膚はつららのように垂れ下がっていた。

8月15日正午の昭和天皇による重大放送を聞いたあと、関は学校に向かっ

た。級友のYが生き残っていた。Yの顔は、火傷でたらいのように膨れあがり、大きかった目は、糸のようになってようやく開いているという状態だった。火傷した腕には蠅が卵をうみつけ、蛆が湧いて、Yが手を動かすたびに蛆が部屋中に散乱した。

Yは、関の顔を見ると嬉しそうに、「もう大丈夫じゃ。日本もあんな爆弾をつくったんと。今度はアメリカをやっつけるんじゃ」と言った。関は、「日本は神国だから必ず勝つ」と言い続けた国の嘘を直感した。

その日の夜、静まりかえった暗い町に、遠くのほうから大きな物音が聞こえ、それが日本の敗戦を喜ぶ朝鮮人たちの笑い声と知り、衝撃を受けた。朝鮮人も日本人であると教えられ、そのように思っていた関は、初めは朝鮮人が敗戦を悲しんでいる物音だと思った。しかし、それが日本の敗戦を喜ぶ物音だと知ったとき、ここにも嘘があると感じた。

関は、被爆後30年を経て、被爆の事実を記録しようと思い立った。1975年、その取材の途中で、被爆死したクラスメートが靖國神社に合祀されていることを知った。疎開地後片付け中被爆した少年少女たちの親が、1956年の軍人恩給復活に際し、子どもたちへも恩給を支給すべきであると訴えて運動した結果、このような少年少女たちも準軍属として恩給が支給され、靖國神社へ合祀されることになった。

関は、病気で休まなければ級友と同じく被爆死し、靖國神社に「英霊」として合祀されていたはずである。関は、靖國神社への合祀ということについて、被爆体験のない者、あるいは被爆体験をした者であっても身近な人が靖國神社に合祀されたことのない者よりも、切実な感想や考えをもつことができる者である。

関は、戦争の被害者が、靖國神社の英霊として合祀され、戦争の守護神にされることに對し、強い疑問を持つ。関は、少なくとも自分が合祀され、戦争の守護神として祀られることは「嫌」である、靖國神社に「祀る自由がある」と

いわれるなら、自分にも「祀ってもらいたくない」自由がある、靖國神社は数人の「神」が抜けても現実的には何の被害もないが、靖國神社を信じない者が合祀されるのは、信仰や信条の否定であり、屈辱以上の精神的苦しみがある、信じない宗教の神にされることは、思想信条の否定である、と考える。関は、特に、自分の信じない靖國神社の「戦の神」にされることは拒否する。

（２）北村小夜の場合（甲総 18）

北村小夜（以下「北村」という）は、1925年生まれの女性である。「軍国少女」として成長した。

1942年、海軍予備学生になったボーイフレンドから、「この世で会えなかったら靖國で会いましょう」と言われ、自分も靖國に行かなければすまないと
の思いから、日本赤十字社救護看護婦養成所に親の反対を押し切って入学した。

戦後は1950年に教員となり、1951年1月、「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンを掲げた日教組の活動等に参加する過程で、自らが受けた教育の再検証をしてきた。

日本赤十字社（日赤）は、1932年から1945年の間に3万3156人の戦時救護班員を戦場に派遣し、1187人の殉職者を出した。そのうち1120人が看護婦であった。戦争に動員され死没した日赤の救護看護婦は、1908年以来、靖國神社に合祀されていた。

北村は、1944年9月、日赤第270救護班の看護婦補充要員として満州第15526部隊（鐵嶺陸軍病院）に派遣された。北村も、殉職していれば靖國神社に合祀されたはずであり、靖國神社の合祀について、切実な感想や考えを持つことができる者である。

北村は、教育されて軍国少女として成長し、85歳になった現在でも、「教育勅語」や「軍歌」はすらすら出てくる。女性でありながら、軍国少女として靖國神社に合祀されるために救護看護婦になった。

しかし、北村は、現在では、自分が靖國神社に合祀されるのは「イヤ」だと考えている。仮に、北村が救護看護婦として殉職して合祀されたとすれば、その時点では「望んだ」とおりであったのであるから、合祀されていることを「イヤ」だとは思わないはずである。北村は、そのような事態を、「合祀されている私はイヤだと思っていない」ことがイヤ、というよりあわれでなりません、と表現する。

そこで、北村は、「合祀されている私（これは死者である）はイヤだと思っていない」というあわれな事態を解消するため、「合祀されている私（死者）」に、間違った戦争であったことを知ってもらう必要があり、そのためには、靖國神社を廃止し、「合祀されている私（死者）」を含め「英霊（死者）」には靖國神社から出てもらう必要があると考える。

（３）富樫慶子の場合（甲総 19）

富樫慶子（以下「富樫」という）は、1917年生まれ的女性である。

1945年1月16日戦死し、その後靖國神社に合祀された夫弘人の妻であり、控訴人富樫行慶の母である。

富樫の実家は、富山県高岡市にある浄土真宗本願寺派の善興寺である。1935年頃、兄の紹介で、富樫は、夫となる弘人を知った。弘人は、氷見にある浄土真宗本願寺派白藤山光照寺の三男であった。戦争には反対の立場であった。

1937年5月、富樫は弘人と結婚した。弘人は龍谷大学を3年生で中退し、氷見の光照寺を継いだ。弘人は、檀家が戦争に行くようになり、本堂で平和のための祈りをした。富樫はその姿を鮮明に覚えている。

1944年6月、丙種合格で召集はされないと思っていた弘人に「赤紙」がきた。富樫は、3人の子どもを連れて、滋賀にいる弘人に会いに行ったことがあるが、その時の「僕はいつもきみの側にいるよ」という弘人の言葉が心の支えになった。

1945年1月16日、輸送船で南方に向かう途中の弘人は、香港沖で撃沈され、27歳の富樫、7歳、5歳、2歳の3人の子どもを残し、31歳で戦死した。富樫は、ショックで倒れそうになった。

1954年、義父や義姉らと必死に寺役をこなしてきた富樫に、弘人が靖國神社に合祀されたとの通知がきた。それでも、富樫は、弘人がどこかで生きているとの一縷の気持ちをもっていた。

1966年9月、弘人が、香港のストンカッターという島で、イギリス人によって埋葬されていたとの知らせがはいった。富樫は、一縷の希望も無惨に断ち切られ、ショックで読経もできず、泣き崩れた。

富樫は、弘人の合祀通知が来た際、政治のために戦争になったのに、「お国のために死ぬ」だとか、「戦死は誉」だとか、「神として祀る」とかいうのは、変なことをするもんだと思って、ほうっておいた。

富樫は、氷見の遺族会会長を30年ほど務め、また、未亡人会の会長も務めたが、一度も靖國神社に行ったことはない。富樫は、自分も弘人も仏教徒であり、仏教徒にとって、自分が神になることはあり得ない、と考えている。富樫自身は、「靖國神社に神として祀られているだなんて、まったくつまらない話」だと考えている。富樫は、本堂で平和のためのお祈りをしていた弘人も同じように思っていると考えている。

(4) 加藤敦美の場合（甲総20，甲総22）

加藤敦美（以下「加藤」という）は、1928年生まれの男性である。当時の満州・大連で生まれ、錦州中学校4年生、16歳の時に海軍甲種飛行予科練習生（15期）に志願し、山口県防府市の海軍通信学校の予科練習生として入隊し、特別攻撃隊基地に配属されるところで、敗戦となった。

加藤が特別攻撃隊に参加し、戦死していたとすれば、靖國神社に「国事に殉ぜられた人々」の一人として合祀され、「神道の祭祀」を行うために欠かせない

「祭神」とされ、「靖国神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者」を教化育成するための道具とされていたはずである（宗教法人靖国神社規則3条・甲2）。

生還の可能性が極めて低い特別攻撃隊に参加する寸前であった加藤にとって、靖国神社への合祀という問題は、正面から向き合わなければならない問題である。

加藤は、天皇を神と思いこみ、天皇のために死ぬと決めて海軍少年飛行兵になった。加藤は、小学1年生から、天皇を神とする学校行事の儀式で、写真の天皇夫妻を拝まされていた。加藤は、「天皇のために死ぬ」という感懷を持つに至った経過を次のように説明する。

写真には天皇はいない。いないけれど、いるものとして、写真の天皇にお辞儀する。そして、いないのにいるものとしての神を心の真空に抱くようになり、他方では、自分のいのちを天皇という「無の神」に吸い取られることになった。このため、いのちとしての自分をいとおしみ、大切にするという心は現れなかった。いのちを愛する、自分を大切にするといえば、それは天皇にそむく利己主義者だと教えられた。そして、天皇のために死ぬことが自分のいのちだと思うようになった。

1944年12月中旬、加藤は、予科練に入隊するため、奉天（今の瀋陽）駅に集合し、見送りの人々らの軍歌や万歳の声で沸き立つなか、満鉄が用意した特別列車に乗り込んだ。翌日の昼停車した鴨緑江の街、安東（今の丹東）駅での光景が加藤には忘れられない。軍歌や万歳が沸き立つなか、一人の母親が我が子の名を叫んで泣き崩れた。興奮していた車内は静まりかえり、憲兵に見つかれば間違いなく殴りつけられるであろうその母親を見つめた。加藤らは、心のなかでその母親の息子を羨んでいた。

1945年8月14日、明日、「陛下」じきじきの重大放送がある、全員ラジオを聞けと言われたとき、加藤は、陛下が「一億玉砕」で日本人全員に対し死ぬことを命令すると思った。しかし、その夜、「一億玉砕」によって日本人全員

が天皇のために死んで、天皇一人が残ったとして、天皇という神が持ちこたえられるのか、玉砕した日本人全員が「ヤスクニ」に神としてまつられるとしても、一人残った神としての天皇が「ヤスクニ」をまつるのか。

加藤は、「歴史上最もわけのわからない夜」を、「生きているわけでもなく、死んでいるわけでもなく」、「生煮えの無念無想のうちに漂っていた。」

8月15日正午、天皇はラジオで降伏を告げた。加藤は、これ以上ないあほくささを感じた。そして、「死者を悼む悲しみと怒りのないまま、幽霊の群れみたいに生き残った。」

1946年1月1日、神であった天皇は、天皇が神であるとの観念は架空の観念であると宣言した。この天皇の「人間宣言」を、天皇を神と信じ、特別攻撃隊に参加して死のうとしていた自分、そして実際に参加して戦死した特攻の死者は、どのように受け止めればよいのか。加藤は、騙されたことを知ったとき、天皇を神と思いこみ、天皇のために死ぬと決めて海軍少年飛行兵になった自分を、深く恥じることになった。

加藤は、仮に、天皇は神だと騙されたまま、天皇のために戦死したとして靖國神社に合祀されていたとしたら、「『いい面の皮』の滑稽な存在のまま、ヤスクニで永遠のさらし者になっているところだった」、「さらし者になった私は屈辱と恥辱で赤面し、愚かな自分への自罰に身も世もあらず身もだえしていなければならなかった」と考えている。

そして、「天皇を神と思いこまされて命を召し上げられたすべての戦死者が、ヤスクニから解かれて屈辱の傷の癒されること」を望む。

(5) 信太正道の場合（甲総21）

信太正道（以下「信太^{しだ}」という）は、1926年生まれの男性である。海軍兵学校最後の卒業生（74期、海軍少尉）であり、1945年7月25日には神風特別攻撃隊古鷹隊に指名された。

当時、訓練基地は茨城県の霞ヶ浦から北海道の千歳に変わっていた。特攻隊員に指名された翌日の26日、偶然、両親が面会に来た。面会した旅館の2階の個室で、母は「断ることができないの？」と泣き崩れた。

特攻訓練は8月12日に終わり、信太は遺書を書かされた。13日夜半、千歳を出発したが、15日正午、仙台駅前広場で敗戦の詔勅を聞いた。

9月中旬、帰省した信太を見つけた母は、裸足のまま飛び出し、「生きている、生きている、正道が生きている」と叫んだ。

信太は、その後京都大学に入学したが、職業軍人として批判され、「人間の死後」について勉強した。人間は死後も思考停止することなく、成長すると考えるようになり、クリスチャンとなった。信太は、その後、航空自衛隊に入り、戦闘機の教官もつとめた。

信太は、海軍にいたときは、死を恐れず死ねたと考えている。両親にとっては国家より信太の命が大切であったこと、信太が戦死すれば両親が泣き崩れることがわかっているにもかかわらず特攻隊員として出撃し、死ねたと考える。仮に戦死していたとすれば、信太は必ず靖國神社に合祀されていた。

しかし、信太は、合祀された戦死者の死ぬ瞬間の気持ちは、そこで固定されるとは考えない。人間は、死によって思考停止するのではなく、死後も思考は成長する。信太は、信太が靖國神社に合祀されることを両親や弟が喜ばないことは今は分かっている。信太自身も、靖國神社に合祀されていたとしたら、死後の思考の成長によって、「いやだ、もう止めてくれ」と叫んでいると考えている。

2 「合祀」によって侵害されたもの

- (1) 控訴人らは、2009年6月1日付け準備書面において、本件戦没者らが生存していると仮定して、承諾もなしに靖國神社に合祀され、参拝の対象にされ

て宗教的道具状態にされた場合、本件戦没者らは靖國神社に対し、名誉権またはプライバシー権の侵害を理由として、損害賠償を請求できるとともに、合祀の中止を請求することができることについては、生存者の権利行使として何の問題もないと主張し、さらに進んで、本件戦没者を本人の承諾も、遺族の承諾もなく靖國神社に合祀し、祭神として祀り続けている被控訴人靖國神社の行為は、死者である本件戦没者の名誉権またはプライバシー権を侵害することが明らかであると主張している。

以下、承諾もなしに靖國神社に合祀され、参拝の対象にされて宗教的道具状態にされた場合に、損害賠償請求及び合祀中止請求の根拠となる権利ないし利益を単に「名誉権等」という。

人は、生存中、名誉権等に基づき、自己が靖國神社に合祀され、参拝の対象にされて宗教的道具状態にされることを承諾するかどうかを決定することができる。靖國神社に合祀され、参拝の対象とされて宗教的道具状態にされるかどうかは、合祀される者の世界観、人生観、歴史観、価値観、死生観、主義、信条等にかかわる事柄であるから、合祀される者の意思が最大限尊重されなければならない。

問題は、靖國神社に合祀されている死者は、その名誉権等が侵害されたとしてなんらの主張もできないかである。この点については控訴人らの前記準備書面において可能である旨述べたが、さらに、新たな陳述書（甲総 17 等）に基づき以下のとおり主張するものである。

- (2) 先に挙げた関、北村、富樫、加藤、信太に共通するのは、仮に自分が死んで靖國神社に合祀されたとした場合、生者として合祀はイヤという声をあげることができないというもどかしい思い、そして、合祀された身近の人々が生者として合祀はイヤという声をあげることができないことへのもどかしい思いである。

北村は、仮に合祀された場合、合祀を望んでいた時点での自分の心情がそのまま固定されているとみて、「合祀されている私（死者）はイヤだと思っていない」とする。しかし、合祀されずに生きている自分は、合祀されている自分（死者）が合祀をイヤだと思っていないことを、「あわれ」だと思う。

加藤は、仮に合祀された場合、天皇のために戦死した靖國神社の祭神として自分（死者）が固定されてしまっている。しかし、合祀されずに生きている自分は、「祭神」として祀られている自分（死者）が「永遠のさらし者」にされているところだったと考える。

信太は、仮に合祀された場合、合祀時点では合祀を望んでいたとしても、死後も思考は発展する。そして、生きている自分は、合祀されている自分（死者）が、「（合祀は）いやだ、もう止めてくれ」と叫んでいると考える。

関は、被爆死したクラスメートが靖國神社に合祀されているのを知って、戦争のために被害を受けた者が、戦争の守護神にされていることに強い疑問を持つ。関は、合祀される可能性のあった自分を顧みて、少なくとも自分が被爆死していたとしても、合祀されるのは「嫌」である。そして、被爆死して合祀されたクラスメート（死者）には合祀を「嫌」だと思っている者もいると考える。

富樫は、戦争に反対していた夫の弘人が妻（自分）と３人の子どもを残して召集され、戦死したあとに合祀されたことを「まったくつまらない話」だと考えている。また、光照寺の住職として、檀家が戦争に行くのを目の当たりにし、寺の本堂で平和のための祈りをしていた弘人（死者）も、富樫と同じように、「靖國神社に神として祀られていることは、まったくつまらない話」だと考えていると思っている。

- （３）富樫の夫・弘人の場合は、生前、合祀されることを拒否する意思をもっていた可能性がある。関のクラスメートの場合、生前、合祀されることを拒否する意思をもっていたかどうかは明らかではない。北村、加藤、信太の場合は、合

祀されることを望んでいた。少なくとも拒否してはいなかった。

仮に、富樫の夫・弘人が生前、合祀を拒否する意思をもっていたにもかかわらず、その意思に反して合祀して靖國神社の祭神とされ続けているとすれば、弘人の名誉権等を侵害している。同様に、関のクラスメートのうち生前に合祀を拒否する意思を持っていた者がいたとすれば、その者の名誉権等を侵害している。

北村、加藤及び信太の三人の場合は、仮に合祀されていたとすると合祀時点での意思が固定されてしまって、自らが靖國神社の祭神と固定されてしまうことを問題とする。かつて合祀を望む意思があったとしても、その意思は「天皇をもって現御神」とする「架空なる観念」（昭和天皇の人間宣言，1946年1月1日）に騙され、理性的な判断ができない状態で形成されたものである。騙されたことに気づき、理性的な判断ができる状態になった現在の北村、加藤及び信太の三名は、合祀を拒否する意思を明確にしている。そして、可能性としてあった合祀されている自分（死者）を、どのように靖國神社の呪縛から解放すべきかを考えている。仮に、北村、加藤及び信太が戦死し、合祀されていたとした場合、新憲法下においてなお合祀され続けることによって、その名誉権等が侵害されていることが明らかであるといえる。

3 本件戦没者の名誉権等の侵害

- (1) 生きている北村、加藤、信太、富樫、関は、自分や身近な人が合祀されることについて考え、主張することができる。北村らの「証言」は、前記のとおり戦死ないし殉職、そして靖國神社合祀に極めて近い位置にいた者として迫力あるものである。たまたま生きながらえて合祀による名誉権等の侵害について主張することができるとの自覚に基づくだけに、その「証言」は他の者に代え難い内容のものとなっている。

(2) 北村らの「証言」は、名誉権等が合祀によってどのような場合に侵害されるかについて重要な示唆を提供している。

すなわち、合祀される者の意思に反し、その承諾なく合祀することは、合祀された者（死者）の名誉権等を直ちに侵害する（富樫の夫・弘人や関のクラスメートの場合）。

また、合祀の時点では合祀される者の意思に反しないとしても、新憲法下では、戦前の思想・儀式で合祀し続けることが合祀された者（死者）の意思に反するに至る場合があり、その場合には合祀された者（死者）の名誉権等の侵害を認めなければならない（前述のとおり、北村，加藤，信太の陳述を検討すれば容易に推測できる）。

被控訴人靖國神社は、本件戦没者を、本件戦没者自身の承諾なく合祀し、また控訴人らの合祀中止請求にもかかわらず、合祀を継続して、本件戦没者を参拝の対象とし、宗教的道具状態に置いたままにしている。

合祀が本件戦没者自身の意思に反する場合は、その名誉権等を合祀の時点から今日までずっと侵害している。

合祀時点では本件戦没者の意思に反しなかった戦没者についても、その後の天皇の「人間宣言」、戦前の教育の再検証活動、「死後における思考の成長」等々新憲法秩序の下でも継続する合祀は、既に本件戦没者（死者）の意思に反するに至っており、したがって、その名誉権等を侵害するに至っているというべきである。

北村らの「証言」によって、本件戦没者の合祀が、合祀の瞬間からあるいは後に新憲法秩序の下で合祀し続けられることによって、彼らの名誉権等を侵害するものであることが、一層明らかになったというべきである。

以　上